

建設現場の遠隔臨場に関する実施要領

令和 8 年 2 月

東京都下水道局

目次

1. 総則	1
1.1 目的	1
1.2 適用の範囲	2
1.3 施工計画書	6
1.4 受注者等の実施項目	7
1.5 監督員による監督の実施項目	9
1.6 検査員による検査の実施項目	11
1.7 遠隔臨場による監督・検査が不調な場合の措置	12
2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様	13
2.1 機器構成	13
2.2 映像と音声の「撮影」に関する仕様	14
2.3 映像と音声の「配信」に関する仕様	14
3. 留意事項等	15
3.1 効果の把握	15
3.2 留意事項	15
3.3 費用算出方法	16

1. 総則

1.1 目的

この『建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（以下、「本要領」という。）』は、東京都下水道局が施行する土木工事、建築工事、設備工事及び土質調査を適用し、受発注者の作業効率化を図るために定めたものである。

遠隔臨場とは、受注者・受託者（以下「受注者等」という。）がウェアラブルカメラや360度カメラ等（以下「ウェアラブルカメラ」という。）により撮影した映像と音声を監督員及び検査員へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら施工状況の確認等を実施するものである。

ウェアラブルカメラ等とは、ヘルメットや体に装着や着用可能なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではなく、ハンディタイプの一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。

遠隔臨場を実施することにより、受注者等には「施工状況の確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」が図られ、発注者（監督員・検査員）には「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等が図られることが期待できる。

本要領は、遠隔臨場を適用するにあたり、その適用の範囲や具体的な実施方法と留意点等を示したものである。

1.2 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、東京都下水道局の『土木工事標準仕様書』、『建築工事標準仕様書』、『設備工事標準仕様書』及び「地質調査委託標準仕様書（東京都建設局）」に定める施工状況の確認等を実施する場合に適用する。

適用の範囲は、工事の現場における「施工状況の確認」、「工事材料の検査」、「中間検査」及び「立合い」（以下、「施工状況の確認等」という。）とするが、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者等の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

また、本実施の実施可能な通信環境を確保できる現場であることを事前に十分確認する必要がある。

遠隔臨場の実施対象工種等は、効果の検証及び課題の抽出が期待できる工種とするが、事前に受発注者間で協議の上決定し、施工計画書に明示すること。

なお、工事契約期間の途中での適用を可とし、事前に受発注者間で協議の上決定し、変更施工計画書を提出すること。

(1) 土木工事及び建築工事

1) 施工状況の確認

『土木工事標準仕様書』、「第1章 総則」、「第5節 監督員による確認及び立会い等」、「1.5.1 監督員による確認、立会い等」に定める「段階確認」には、「段階確認の実施方法については監督員と協議すること」とあり、受発注者間の協議により、ウェアラブルカメラ等の機器を用いた遠隔臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることを採用することができるものとする。

この方法は『建築工事標準仕様書』、「第1章 総則」、「第5節 監督員による確認及び立会い等」、「1.5.1 監督員による確認、立会い等」に定める「机上による段階確認」に記載されている「臨場確認ができない場合は、受注者から提供された施工管理記録、写真等の資料で工事が設計図書どおりに行われているか確認を行うことができる。」事項に該当する。

なお、監督員が十分な情報を得られなかったと判断し、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、臨場による施工状況の確認を実施する。

2) 工事材料の検査

『土木工事標準仕様書』、「第2章 材料」、「第1節 工事材料の品質及び検査」または『建築工事標準仕様書』、「第2章 材料」、「第2節 工事材料の検査」によるものである。

工事材料の検査においては、遠隔臨場により、検査員及び材料検査を行う監督員（以下「検査職員」という。）が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に、臨場に代えることができるものとする。

なお、検査職員が十分な情報を得られなかったと判断し、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、臨場による工事材料の検査を実施する。

3) 中間検査

『土木工事標準仕様書』及び『建築工事標準仕様書』、「第1章 総則」、「第6節 検査」、「1.6.3 中間検査」に定める「検査内容」には、「検査員は、監督員及び受注者の臨場（立会）の上、中間検査の工事目的物を対象として契約図書と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。」とあり、中間検査における「臨場（立会）」を「遠隔臨場」と読み替える。

なお、監督員は、検査内容・方法等について事前に検査員と十分に打合せを行うこととし、目的物が確認できる状態にあることを確認すること。その結果、検査員が十分な情報を得られなかつたと判断し、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合及び書類・写真等に疑義が生じた場合には、臨場による中間検査を実施する。

4) 立会い

『土木工事標準仕様書』及び『建築工事標準仕様書』、「第1章 総則」、「第1節 一般事項」、「1.1.2 用語の定義」に定める「立会い」において「契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」とあり、「臨場」を「遠隔臨場」と読み替える。

遠隔臨場により、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に、臨場による立会いに代えることができるものとする。

なお、監督員が十分な情報を得られなかつたと判断し、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、臨場による立会いを実施する。

5) その他

現場不一致、事故などの報告時、受注者等の創意工夫、自発的に実施する行為等を妨げるものではない。

(2) 設備工事

1) 施工状況の確認

『設備工事標準仕様書』、「第1章 一般事項」、「第5節 施工」、「1.5.5 施工の立会い等」に定める「受注者等は、次の場合において、監督員の立会いを受ける。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示を受ける。」とあり、受発注者間の協議により、ウェアラブルカメラ等の機器を用いた遠隔臨場により、監督員の立会いを受けることが可能である。

なお、監督員が十分な情報を得られなかつたと判断し、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、臨場による施工状況の確認を実施する。

2) 工事材料の検査

『設備工事標準仕様書』、「第1章 一般事項」、「第6節 工事検査等」、「1.6.5 材料検査」によるものである。工事材料の検査においては、遠隔臨場により、検査職員が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に、臨場に代えることができるものとする。

なお、検査職員が十分な情報を得られなかつたと判断し、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、臨場による工事材料の検査を実施する。

3) 中間検査

『設備工事標準仕様書』、「第1章 一般事項」、「第6節 工事検査等」、「1.6.3 中間検査」に定める「検査員が実施する項目」には、「検査員は、監督員及び受注者の立会いの上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次に掲げる検査を行う。」とあり、中間検査における「立会い」を「遠隔臨場」と読み替える。なお、監督員は、検査内容・方法等について事前に検査員と十分に打合せを行うこととし、目的物が確認できる状態にあることを確認すること。その結果、検査員が十分な情報を得られなかつたと判断し、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合及び書類・写真等に疑義が生じた場合には、臨場による中間検査を実施する。

4) 立会い

『設備工事標準仕様書』、「第1章 一般事項」、「第1節 総則」、「1.1.2 用語の定義」に定める「監督員の立会い」において「監督員が臨場により、必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うことをいう。」とあり、「臨場」を「遠隔臨場」と読み替える。遠隔臨場により、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に、臨場による立会いに代えることができるものとする。

なお、監督員が十分な情報を得られなかつたと判断し、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、臨場による立会いを実施する。

5) その他

現場不一致、事故などの報告時、受注者等の創意工夫、自発的に実施する行為等を妨げるものではない。

(3) 土質調査

1) 立会い

『地質調査委託標準仕様書（東京都建設局）』、「第1章 総則」、「第1節 一般事項」、「1.1.2 用語の定義」より、「立会い」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。」とあり、「臨場」を「遠隔臨場」に読み替えることで、その内容を確認することができる。

なお、監督員が十分な情報を得られなかつたと判断し、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、臨場による立会いを実施する。

2) その他

現場不一致、事故などの報告時、受注者等の創意工夫、自発的に実施する行為等を妨げるものではない。

1.3 施工計画書

遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書には次の事項を記載する。

- 1) 適用種別
- 2) 使用機器と仕様
- 3) 施工状況の確認等の実施方法

※土質調査においては、施工計画書に代えて、作業計画書に記載する。

(1) 適用種別

本要領を適用する項目（施工状況の確認、工事材料の検査等）を記載する。

(2) 使用機器と仕様

本要領に基づいて使用する映像と音声に関する使用機器と仕様を記載する。

- 1) 映像と音声の「撮影」に用いる機器と仕様（詳細は、2.2参照）

現場にて使用するウェアラブルカメラ等の機器と仕様を記載する。

- 2) 映像と音声を「配信」するための機器と仕様（詳細は、2.3参照）

ウェアラブルカメラ等で撮影した映像と音声を監督員へ配信するための機器と仕様を記載する。

(3) 施工状況の確認等の実施方法

本要領に基づいた実施方法の概要や詳細手順等を記載する。

なお、施工計画書の提出時点で詳細手順等の記載ができない場合は、対象工種の実施前に監督員の承諾を得ること。

また、「工事材料の検査」と「中間検査」（以下、「検査等」という。）で遠隔臨場を実施する場合は、事前に検査対象の実施項目について検査職員の了承を得ること。

1.4 受注者等の実施項目

遠隔臨場の機器を用いて施工状況の確認等を実施する場合の、受注者等の実施項目を以下に示す。

受注者等は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備を行い、必要な資料の整備をすること。

(1) 施工計画書等の作成

受注者等は、遠隔臨場の実施にあたり、「1.3 施工計画書」に定める事項を記載した施工計画書等を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

(2) 遠隔臨場による施工状況の確認等の実施

1) 事前準備

受注者等は、遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、事前に監督員と調整を行うこと。

なお、監督員による施工状況の確認等の実施時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

また、事前に監督員との双方向通信の状況について確認を行い、必要な準備、人員及び資機材等を手配し、現場における確認箇所の位置関係を把握するため、監督員に現場周辺の状況を伝える。

2) 撮影の実施

施工計画書等に基づき実施するものとし、受注者等は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「規格値」、「許容値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜小黒板等を用いて表示する。必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ること。適宜、監督員からの指示に従いウェアラブルカメラ等による撮影を行うこと。

なお、施工計画書等以外に監督員や検査員が特に必要と認める場合、受注者等は適切に対応すること。

終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督員による実施結果の確認を得ること。

3) 記録と保存

受注者等は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、実施状況の録画およびデータ（配信動画）の保存を行う必要はない。

ただし、遠隔臨場が行われた記録として、実施状況等を下記の例を参考に写真撮影（1枚程度）し、記録すること。

実施記録の方法例（参考）

- ・WEB会議システム等で監督員の顔を表示させた状態でキャプチャ撮影をする。
- ・WEB会議システム等で監督員の顔を表示させた状態の端末を含めた写真を撮影する。

記録は工事記録写真として取り扱い、受注者等が管理を行うこと。

(3) 遠隔臨場による「工事材料の検査」と「中間検査」の実施

遠隔臨場による検査等の実施を希望する場合には、実施項目等を明らかにした上で監督員に相談すること。監督員と検査員での事前調整を行い、検査員の了承を得た場合には、遠隔臨場での実施の旨を記載した検査請求書を監督員に提出すること。

検査請求書には、監督員に提出している施工計画書等を添付すること。

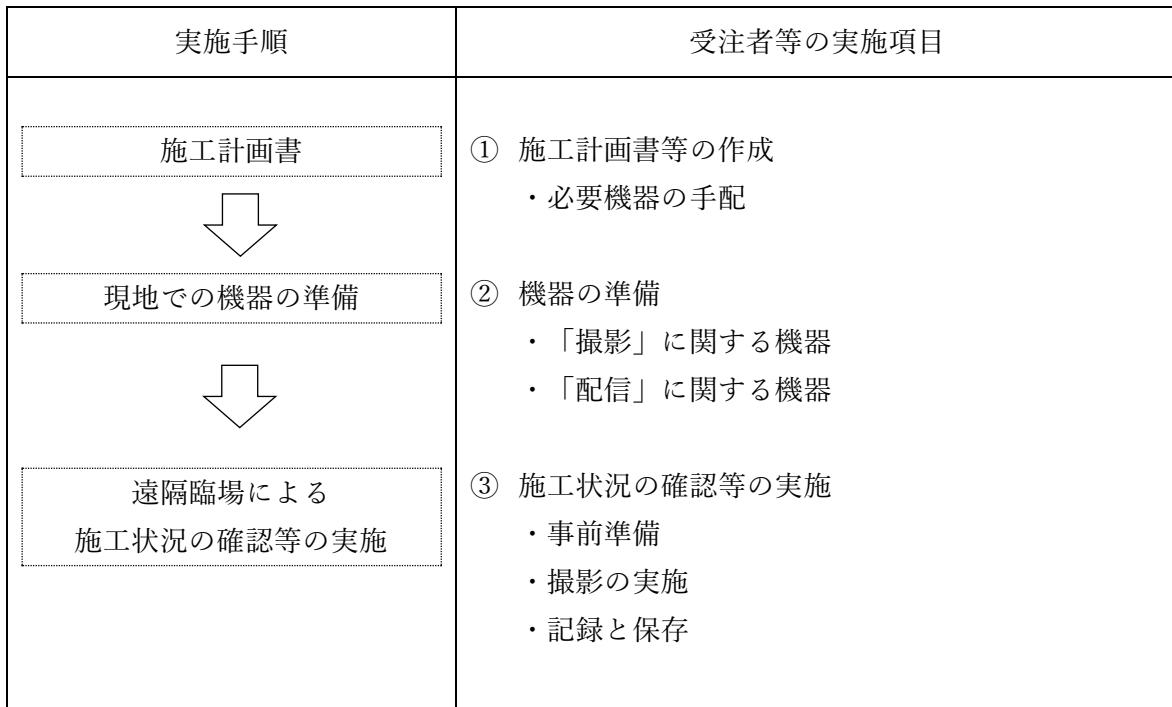


図 1-1 受注者等の実施項目

1.5 監督員による監督の実施項目

遠隔臨場の機器を用いて施工状況の確認等を実施する場合の監督員の実施項目を以下に示す。

監督員は、本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を受注者等に請求できるものとし、受注者等はこれに協力しなければならない。

(1) 施工計画書等の確認

監督員は、受注者等から提出された施工計画書等の内容をもとに、本要領に基づき作成されているか確認する。

(2) 遠隔臨場による施工状況の確認等の実施

1) 事前準備

監督員は、遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、受注者等と事前調整すること。

遠隔臨場による施工状況の確認等の実施にあたり、事前に受注者等との双方向通信の状況について確認を行う。

また、受注者等との双方向通信の状況について確認を行い、現場における確認箇所の位置関係を把握するため、監督員は受注者等に周辺の状況を把握したことを伝える。

監督員が閲覧するPC・タブレット等は、必要に応じて受注者等が手配する。

2) 撮影の実施

施工計画書等に基づき実施するものとし、監督員は、受注者等が黒板等で表示する「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「規格値」、「許容値」や「使用材料」等の必要な情報について確認すること。

適宜、受注者等に撮影箇所や撮影方法等について指示すること。

なお、施工計画書等以外に監督員や検査員が特に必要と認める場合、受注者等は適切に対応すること。

終了時には、受注者等が読み上げた確認箇所の内容について確認すること。

(3) 遠隔臨場による「工事材料の検査」と「中間検査」の実施

受注者等から遠隔臨場による検査等の実施依頼があった場合、実施項目等について検査員との調整を行い、検査員の了承を得た場合には、遠隔臨場での実施の旨を記載した検査請求書を検査員に提出すること。

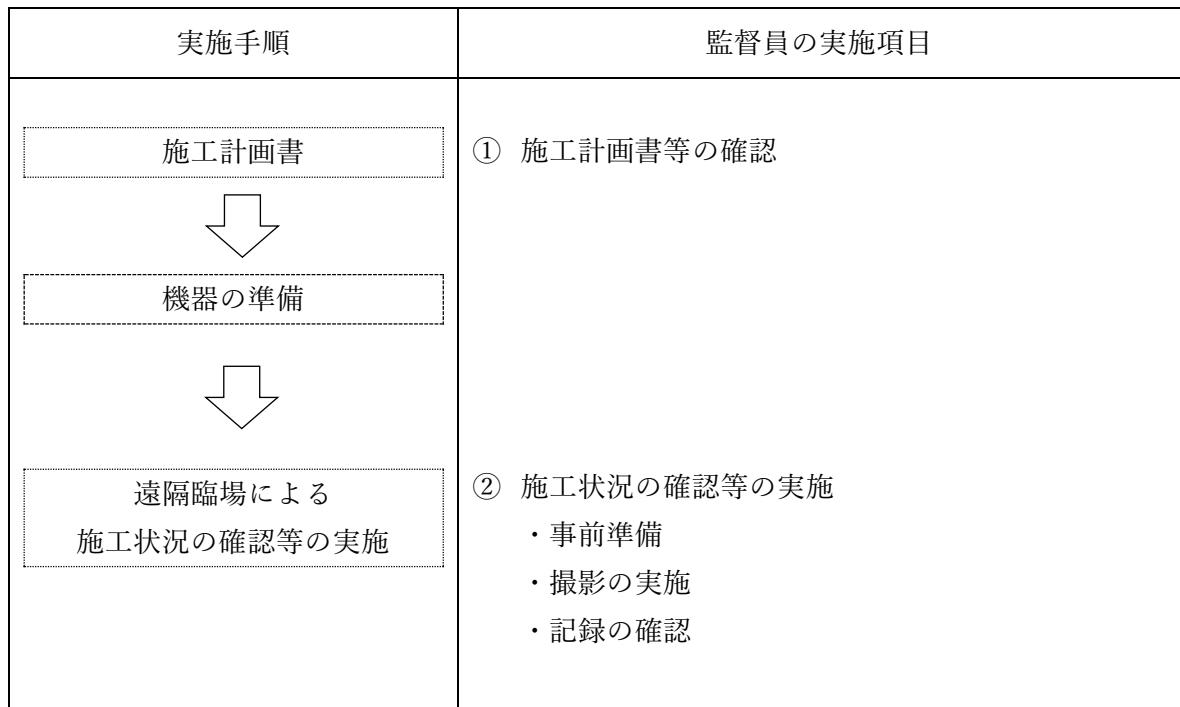


図 1-2 監督員の実施項目

1.6 検査員による検査の実施項目

遠隔臨場の機器を用いて検査等を実施する場合の検査員の実施項目を以下に示す。

検査員は、本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を監督員に通知できるものとし、監督員はその旨を受注者等に請求し、受注者等はこれに協力しなければならない。

(1) 事前調整

監督員から検査等での実施の報告を受けた場合、対象工種等について確認の上、監督員に対して遠隔臨場の実施の有無を報告する。実施する場合には、(2)以降の実施項目を行う。

(2) 検査請求書の確認

検査員は、監督員から提出された検査請求書の内容をもとに、本要領に基づき実施する検査項目を確認する。実施内容を確認の上、追加事項がある場合にはその旨を監督員に通知する。

(3) 遠隔臨場による検査等の実施

1) 事前準備

検査員は、遠隔臨場による検査等の実施にあたり、事前に受注者等との双方向通信の状況について確認を行い、現場における確認箇所の位置関係を把握するため、監督員及び検査員は受注者等に周辺の状況を把握したことを伝える。

検査員は監督員が閲覧するPC・タブレット等を用いて閲覧する。なお、検査員が閲覧する画面の大きさ等は、事前に十分調整を図ること。

2) 検査の実施

施工計画書等に基づき実施するものとし、検査員は、受注者等が黒板等で表示する「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「規格値」、「許容値」や「使用材料」等の必要な情報について確認する。

適宜、受注者等に撮影箇所や撮影方法等について指示しながら出来形や出来栄えの検査を実施する。

なお、施工計画書等以外に監督員や検査員が特に必要と認める場合、受注者等は適切に対応すること。

終了時には、受注者等が読み上げた確認箇所の内容について確認すること。

実施手順	検査員の実施項目
<p>事前調整</p>  <p>検査請求書</p>  <p>遠隔臨場による 検査等の実施</p>	<p>① 監督員との事前調整</p> <p>② 検査請求書の確認</p> <p>③ 検査等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前準備 ・検査の実施

図 1-3 検査員の実施項目

1.7 遠隔臨場による監督・検査が不調な場合の措置

遠隔臨場を実施したものの、十分な情報が得られず、監督員又は検査員から再度通常の施工状況の確認等を求められた場合は、受注者等はこれに従うものとする。なお、これに伴う工程の遅延、費用の増加分は受注者等の責に帰するものとする。

遠隔臨場の場合、機器の不具合やカメラ操作の不慣れ等で十分に確認できないおそれがある。その場合、別途臨場による監督・検査が必要となり、それに伴う工程の遅延や工事費増加が生じても、受注者等の責により対応するものとする。

2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様

遠隔臨場に使用するウェアラブルカメラ等の機器は受注者等が手配する。

受注者等が遠隔臨場に必要な機器等を手配する。

2.1 機器構成

基本的な機器構成は下記のとおりとするが、必要な機器等については、監督員と協議の上、決定すること。

(例)

- ・ウェアラブルカメラ等…1台（受注者等用）
- ・ポケットWi-Fi…1台（受注者等用）
- ・その他（遠隔臨場に必要なWeb会議システム等）



2.2 映像と音声の「撮影」に関する仕様

ウェアラブルカメラ等による映像と音声の「撮影」に関する仕様を次に示す。

なお、映像と音声は、別々の機器を使用することができ、夜間施工等における赤外線カメラや水中における防水カメラ等の使用を妨げるものではない。

表 2-1 映像と音声の「撮影」に関する仕様

項目	仕様	備考
映像	画素数：1920×1080 以上	カラー
	フレームレート：30fps 以上	
音声	マイク：モノラル（1 チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1 チャンネル）以上	

※表 2-1 の仕様を基本とするが、通信環境及び映像による目的物の判別が可能であることを勘案して、受発注者協議の上、画素数は 640×480 まで、フレームレートは 15fps まで落とすことができるものとする。

2.3 映像と音声の「配信」に関する仕様

ウェアラブルカメラ等にて撮影した映像と音声の「配信」に関する仕様を次に示す。

表 2-2 映像と音声の「配信」に関する仕様

項目	仕様	備考
映像・音声	転送レート（VBR）：平均 9 Mbps 以上	

※表 2-2 の仕様を基本とするが、映像と音声の「配信」に関する仕様に対して、適切な転送レート（平均 1 Mbps 以上）を選択することができるものとする。

参考までに発注者の通信環境の仕様を次に示す。

表 2-3 発注者（下水道局）の通信環境の仕様（参考）

項目	仕様	
通信プロトコル方式 及びポート番号	TCP	80、443
	UDP	なし
利用環境	OS	Windows11
	ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome
	アプリケーション	Microsoft Teams

3. 留意事項 等

3.1 効果の把握

今後の適正な取組に資するため、実施を通じた効果の検証等について、受注者等及び監督員を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は対応することとする。

3.2 留意事項

工事記録映像の活用に際して、以下に留意する。

- (1) 施工計画時点では想定できなかった通信機器故障の可能性があると判断された場合（例えば、夏場の気温上昇、地下水の多量出水等）は、受発注者間で協議して、遠隔臨場の実施可否を検討する。
- (2) 受注者等は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (3) 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れ、カメラの保持、操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため、撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。
- (4) ウェアラブルカメラ等を作業員に装着させて長時間撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声が配信される場合があるため留意すること。
- (5) 受注者等は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (6) 受注者等は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所や人物が映っている場合は、場所や人物の特定ができないように留意すること。
- (7) 受注者等は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。
- (8) 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

3.3 費用算出方法

費用については、受発注者で協議の上、土木工事及び設備工事は共通仮設費の技術管理費、土質調査は直接調査費に積上げ計上する。なお、工事費及び委託費における諸経費の率対象額からは除く。建築工事は共通仮設費のその他の項目（一般的な積上げ共通仮設費）に積上げ計上し、諸経費の率対象額に含むものとする。

また、「第1章 総則 1.2 適用の範囲」の各工事（土木、設備、建築）の「(5) その他」及び土質調査の「(2)その他」のみを実施した場合、その費用は受注者等が負担する。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。

また、受注者等が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数については、下記の国税庁 HP を参照

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5 年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード：10 年

<https://www.keisan.nta.go.jp/r6yokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

〈費用のイメージ〉

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ② 撮影機器の設置費（移設費）
- ③ 通信費
- ④ その他（ライセンス代、使用料等）

〈留意点〉

- ・本実施あたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上する。なお、費用の計上は、受注者等から見積もりを徴収し、対応する。
- ・費用算出にあたっては、実施に必要な最低限の費用を計上する。

附則

本要領は、令和4年6月22日から施行する。 【4 下計技第67号】

本要領は、令和8年2月2日から施行する。 【7 下計技第210号】